

## 11.2. 本論文の意義

以上のように簡単にまとめられる本論文の主張ではあるが、それを導くために本論文においてなされた議論の意義を、各章の議論を少し振り返りながら、簡単にまとめておきたい。

本論文の意義の 1 つは、それが政治的構想と自然本性的構想の対立を導入した、人権の哲学に関する邦語圏最初の本格的検討ということにある。もちろん、第 1 章にて述べたように、現代の両対立の原型と呼ばれうるものは歴史的に観察されてきたものであるが、近年の倫理学・政治哲学・法哲学の文献における対立を念頭に検討したものは必ずしも多くなかった<sup>1</sup>。こうした対立を導入しつつ、政治的構想に対して自然本性的構想を擁護する本論文は、現代の英語圏を中心とする論争についてより深い理解を読者に提示せしめようとするそのテーマの設定において一定の意義があるものと思われる。

こうした政治的構想・自然本性的構想の各論的検討は、それぞれの章ごとに、次のような意義を持つだろう。第 2 章におけるロールズの人権構想の検討については、その 1 つの意義として、ロールズによる人権正当化についての解釈を整理し、その最も有望な正当化の理路を明示していることが挙げられよう<sup>2</sup>。特に、ロールズによる、主権を制約されない十分条件としての人権の正当化におけるソーパールの議論への依拠の適切性が検討されたのは、管見の限り本章が初めてである<sup>3</sup>。そして、彼のソーパールへの依拠の問題について明確に記述したことは、人権の正当化の検討それ自体の意義とともに、ロールズがなぜ「良識ある階層制の諸人民」を「諸人民の社会」を構成するメンバーとして承認したのかに関する理解の一助としても意義があると考えられる。

第 3 章において、本論文は J・ラズの政治的構想の検討を行った。その 1 つの意義は、ラズの主張の整合的な解釈を提示したことにあるだろう。例えば最新の研究である Miller 2015 でも、ラズの人権構想における主権制約に関連する主張と執行可能性に関連する主張は、ほぼ断絶して検討されており、それらの関係に対する整合的見解が示されているとは言い難い。ラズの主張を 5 つの連続する主張として捉え直し検討した本論文は、ラズの人権構想の理解・検討に際して多少なりとも貢献しているだろう。

第 4 章において、本論文は百家争鳴の政治的構想の諸議論に対して整理と検討を加え、人権の正当化に際して実質的・道徳的理由を掲げつつ、それをミニマリズムに依拠せずに表示議論が求められると論じた。こうした多様な議論の類型化・検討は、影響力ある政治的

---

<sup>1</sup> とはいえ、例えば宇佐美 2014 が両構想の対立を念頭に人権の全時空性について検討を加えるなど、こうした対立は意識されることはあった。

<sup>2</sup> 邦語圏でも、グローバル正義論の先導的論者による一般的向け著作において、「これらの権利 [ロールズにおける人権のリスト] がなぜ人権であるのかは、説明されていません」(神島 2018:219 頁)と述べられるなど、ロールズにおける人権の正当化理由についての「説明」への関心は高い。そうした正当化の理路を整理する作業自体にも一定の意義はあるだろう。

<sup>3</sup> ロールズのソーパールへの依拠については Reidy 2006; Müller 2017 がすでに触れているが、そうした依拠の適切性を問うものではなく、レイディやミュラーにおいては、むしろロールズの構想が評価されることになる。

構想における人権の正当化が応答すべき課題を明示するとともに、影響力ある諸議論の間の理論的連関を示すものとして意義を持つだろう。また、検討対象とした議論のうちでも、特にサンジョ ヴァンニの議論の展開した構想の検討は、英語圏においてもほぼ手付かずのものであり、その点においても今後の参照点として一定の意義があると推察される。

第 5 章において、本論文は C・ベイツによる自然本性的構想への批判に対し応答を行った。当該章において記述したように、ベイツによる批判に対してはすでに英語圏においても応答が示されているが(Gilabert 2011; Liao & Etinson 2012)、本章の検討はその包括性・ベイツによる批判への忠実性において、管見の限り最も詳細に彼の議論を検討するものである。なかでも、ベイツによる批判に対して依然尊厳の概念が人権理論の重要な基礎となりうることの指摘、ベイツによるハート読解への批判にもとづく権利保障責任の提示や、2 レヴェル・モデルより多様な——特に個人への——権利保障責任への割り当てが望ましいという議論は、先行研究に加えての一定の貢献となるだろう。

第 6 章において、本論文は J・グリフィンの展開した人権の基底的价值に関する一元的理論を修正し、善同定としての「自律」としてその要素が解釈された規範的主体性と、「平等」な公共的承認を受ける価値を基底的价值とする二元的理論を描写した。グリフィンの人権構想は英語圏における自然本性的構想の中心にあるものではあるが、本論文はそれに向けて加えられた批判(e.g.Crisp ed. 2014 所収諸論文)をかなり包括的に検討し、適切なものとそうでないものを剔抉した。今後のグリフィンによる議論の成否に関する検討において、本論文の示した解釈と評価は一定の意義をもつだろう。また、本論文が擁護を試みた二元的理論の基本的発想は、本論文での参照が示すように、すでに K・エディ(Eddy 2007)や A・ブキャナン(Buchanan [2010]2014)が展開したものから多くを学んでいる。しかし、グリフィンによる彼(女)らへの応答を経てもなお、二元的理論が一元的理論に対して優位に立つと示した点で、より説得的な二元的理論の擁護がなされていると考えている。

第 7-9 章において本論文は、政治的構想に対する自然本性的構想の擁護における理論的資源と、後者の適切な構想としての二元的理論の描写による理論的資源を用いつつ、福祉権とデモクラシーへの権利という 2 つの権利を擁護した。そして、人権が国際的關係においてどのように構想されるべきかを考察した。

第 7 章において、本論文は、二元的理論の示唆として福祉権を示し、またそれを影響力ある批判から擁護した。そこにおいては、善を同定・追求するための「規範的主体性に基礎を置く福祉権」が人権として要請されるとともに、屈辱的ではない生を支える諸権利の保証が「平等」に基礎を置く福祉権」として要請されると論じられた。さらに、そうして示された福祉権が、責務先行想定による社会経済的権利への批判から擁護されることが論じられた。責務先行想定を検討は邦語圏でも大江 2004 などが存在するが蓄積は少なく、本章の検討には多少なりとも意義があるだろう。

第 8 章において本論文は、二元的理論の示唆としてデモクラシーへの権利を人権として擁護した。そこでは、「デモクラシーへの人権」の存否に関する内在的論証が、機能依拠的

論証・道具的論証に対して優位する、あるいはその基礎が置かれるものとなるべきことを論じた。さらに、内在的論証のうちでも、改めて「平等」な公共的承認を基底的価値の1つとする二元的理論が、デモクラシーへの権利を人権として要請することを論じた。「デモクラシーへの人権」を焦点とする研究は管見の限り邦語圏では桜井 2016 しか存在しておらず、研究が蓄積されていない状況の改善に貢献するだろう。

第9章において本論文は、人権が国際的關係においてどう構想されるべきかを探求した。そして、その違背に至る因果的關係の探求を要求するものとして人権は描かれるべきであり、また人権は国家以外の回路により違背・達成されるものとして描かれるべきであることを主張した。こうした本論文の議論は、ポッグやウェナーのような人権違背に至る因果を追跡する主張と、ヤングのようなそうした因果追跡を放棄する主張の差異に必ずしも大きな注意が払われてこなかった中で<sup>4</sup>、前者の擁護論として一定の意義を持つだろう。また本章の議論は、ウェナーによる「資源の呪い」に関する政治哲学的議論を邦語圏において紹介・検討するはじめてのものとしての意義ももつだろう。

人権の哲学についての以上のような探求を背景に、本論文は10章において、今日影響力をもつ開発・援助の諸構想の検討を行い、人権の哲学が示唆する開発・援助構想を特定した。その議論を簡単に振り返りつつ、意義を確認していきたい。まず本論文は、ポスト開発思想に関して、それがローカルな社会関係における善構想の画一性の想定、人々の主体的意思決定の封殺、貧困の生起に至るグローバルな関係の不問、という3つの困難を伴うと論じた。そうした本論文の議論は、2011年3月の福島原発事故後、多くの期待のまなざしがポスト開発思想に対して向けられた中で、そうした期待の適切さを問い直す意味で一定の意義をもつだろう。次に本論文は、J・サックスの展開するビッグ・プッシュ型構想に焦点を当て、それは貧困がもたらされる国際的關係を適切に問うことができず、多様な形で貧困に陥りそこからの脱却を目指す人々を支えることはできないと論じた。サックスの議論は依然今日において開発に関わる人々の間で影響力をもち、本論文の議論はそうした人々の思考枠組みを問い直すという意義があるだろう。また、サックスにおいて前提となっている、ある施策・制度枠組が世界のどのような国においても同様の影響をもつと想定する誤謬（画一性想定）は、D・ミラーのような政治理論家によっても採用されるものであり、そうした規範理論の立論を問い直す意味でも、一定の意義があると思われる。続いて本論文は、社会実験に基づくアプローチについて考察を加え、RCT やそれに基づく施策は、実験対象となる人々にも承認される目標のもと、時空的に限定された社会的文脈において、実験・施策のもつ意味が問い直されながら実施されることで、被援助者・援助従事者の試行錯誤の一助として適切に機能しうると論じた。こうした議論は、RCT やそれ

---

<sup>4</sup> 例えば邦語圏におけるグローバルな正義論の重要な貢献の1つである伊藤 2010: 139 頁が、ポッグの危害を加えない「消極的義務」（伊藤の表現では「他者に対する加害禁止義務」）を「構造的暴力除去義務にまで拡張するためには、先に紹介したヤングの「責任の社会的つながり [連関] に基づくモデル」を考慮の中に組み込まなければならない」と述べるとき、両者の重要な差異——因果的追跡への視点の相違——が失われてしまう。

に基づく施策が（特にその強力な唱道者によって）質的・社会構造的探求やそれに基づく施策と対立的に論じられることも多かった中、RCTの援助構想における適切な位置を与え直す試みとして、一定の意義を有すると思われる。10章の結論として本論文は、人権の哲学についての探求を背景として、ポスト開発思想・ビッグプッシュ型構想・実験と設計に基づく構想に優位する、あるいはそれら諸構想がそれに基づいて統制されるべき構想として、サーチャー型構想の基本骨子を概観し、批判から擁護した。そうした作業は、開発学における論争においてサーチャー型構想に示された誤解を解きながら、同構想と他の構想がもつ関係を明らかにした点で、開発学においても一定の意義を持つと思われる。

本論文全体としての意義は、何よりも人権の哲学における政治的構想・自然本性的構想の対立を邦語圏において最も詳細な形で分析・検討したことにある。加えて、10章は、開発倫理学への端緒を示した。特に邦語圏においては、例えば国際開発学会機関紙『国際開発研究』をみても、ポスト開発思想が紹介されたりA・センの議論が紹介されたりすることはあっても、開発・援助に関する規範理論的考察はほとんど存在していない。英語圏においても、人権の哲学の知見と開発援助構想が相関的に論じられることは少なく、特に人権に関する規範理論研究と開発学研究の協働に向けた端緒として、一定の意義を持つだろう。

### 11.3. 残された課題

少なくとも以上述べてきたような意義を有すると考えられる本論文ではあるが、その課題もまた多い。以下、私がさらなる探求の必要を強く認識しているいくつかの課題に限ってではあるが、明示しておきたい。

第1章、あるいは本論文全体では、政治的構想と自然本性的構想の対立に向けられたある重要な批判に応答できなかった。本論文でもその議論を扱ったA・サンジョヴァンニは、近著において、政治的構想と自然本性的構想の対立は「単なる言葉の使用に関する不同意(a merely verbal disagreement)」なのではないかと提起している。彼がそう考えるのは、D・チャーマース(Chalmers 2011)の提起した、「消去の方法(method of elimination)」を用いれば、同対立が「単なる言葉の上での対立」に過ぎないということになりそうだからだ(Sangiovanni 2017: p. 190)。「消去の方法」とは、問題となる語——例えば人権——を、対立する立場から削除し、それでも実質的な論争が存在し続けるかを確認するものである(Sangiovanni 2017: p. 190)。サンジョヴァンニの説明を確認しよう。彼は、人間性によって保持される価値を参照し教育への人権が存在するとする自然本性的構想と、教育への権利は主権制約を正当化するとは考えられないが故に教育への人権は存在しないとする政治的構想が対立している状況を想像するように求める(Sangiovanni 2017: 190)。ここで、人権の語を削除して自然本性的構想の主張を要約するなら、以下の(a)(b)(c)の主張だと理解されるという。(a)「それぞれの市民への基礎的なミニマルな教育を提供するという近代諸国家への第三者の義務を生起させる個人的道徳的権利が存在する」、(b)「その権利は、他者による虚偽や支配から自由な形で生を送りうることへの普遍的な人間的諸利益に究極的に基

礎を置き、従って「我々の人間性故に」保持される」、(c)「当該の教育への道徳的権利は、現在の状況では、それを保護するための対外的な主権覆斥の介入（あるいは他の国際的行為）を正当化することはない」（Sangiovanni 2017: 190）。そしてサンジョヴァンニは、これらにベイツのような政治的構想も同意するだろうと言い、自然本性的構想と政治的構想の対立は「単なる言葉の上での争い(mere verbal dispute)」に過ぎないという。

これに対しては、サンジョヴァンニが取り上げるベイツのような論者以外の政治的構想もこうした推論を支持するか疑問が残り、また、そもそも削除の方法自体が、現実の実践において用いられている人権の言語の改善を試みるという、人権の哲学が前景に持ってきた問題意識自体を反映していないのではないかという疑念もわく。しかし、私に言語哲学の十分な知見はなく、こうした批判の検討を行うことは本論文ではできなかった。少なくとも本論文は、現代英語圏を中心とする政治的・自然本性的構想の対立についての考察として意義を有すると思われるが、その論争が真正のものであることへの1つの疑義には応答していないことに注意が必要である。この疑義の言語哲学的検討は今後の課題としたい。

第2章で本論文はロールズの人権構想を検討したが、ロールズの国際正義論発展の過程それ自体についても検討の必要があるだろう。例えば人権が主権制約をなすという認識を、ロールズはハーバード大学に提出された国際政治学者D・フィルポットの博士論文(Philpott 2001として出版)から得ているが(Rawls 1999: p. 27, n. 23=2006: 36頁、270頁註23)、そうしたロールズの認識形成過程の分析といった、思想史的考察それ自体は本論文では行うことができていない。こうした思想史的考察は今後の課題としたい。

第3章で本論文はラズの人権構想を検討したが、ラズにおける(人権のみならず)権利一般の構想の吟味は行っていない。例えば、道徳的諸権利が、他の道徳的諸権利以外のものによってすら正当化され存立するという彼の立場(e.g. Raz 2010→2015: p. 219)の検討は、そもそもの他者義務負荷可能性への権利の依拠に先行して、道徳的権利それ自体がどのような基礎をもちうるかの検討として重要な課題であろう。こうした法哲学的考察は今後の課題としたい。

第4章において本論文は多様な政治的構想の立場を類型化・検討したが、そこで行い得た検討は、主に英語圏を中心とする著名論者の議論に限られることとなった。非英語圏(特に非西欧圏)における議論の検討はほぼ行い得ておらず、従って本論文からは、人権についての公共的推論の多くに対する考察が抜け落ちていることになる。こうした、非英語圏における人権の言説状況の調査は、今後の課題としたい。

第5章において、本論文は自然本性的構想の4特性についてのベイツの定式化を受け入れる種類の自然本性的構想であっても、彼の批判に適切に応答しようと論じた。しかし、当該4特性を受容する自然本性的構想を擁護すべきかについて十分検討を行いつたわけではない。特に、全時空性に懐疑的視点をとるJ・タシオラスの立論、実践独立性に懐疑的視点をとる『人権の心臓部(*The Heart of Human Rights*)』(Buchanan 2013)以降のA・ブキ

キャンナの立論の検討は焦眉の課題である<sup>5</sup>。こうした、自然本性的構想における主流議論からの逸脱の検討は、今後の課題としたい。

第 6 章において、本論文は世界人権宣言をはじめとする人権文書で確認される諸価値から出発して人権の基底的価値を探究した。しかし、そうした出発地点が本論文に登場する主要議論で共有されているとはいえ、グリフィンによる反照的均衡への批判や自然主義の擁護など(e.g. Griffin 2015)、メタ倫理的争点について掘り下げることができなかった。人権の哲学の基礎を提供すべきメタ倫理的争点についての考察は、今後の課題である。

さらに、「尊厳」概念の含意についての考察も必要である。本論文では尊厳概念自体に（規範的主体性のような）非比較的次元と、公共的相互承認を要請するような比較的次元が存在するという議論(e.g. Eddy 2007; Buchanan [2010]2014)に触れはした。しかし、近年盛んとなっている尊厳概念についての概念史的考察の検討それ自体は行うことができなかった。そうした豊穡化した考察の整理・検討が必要である。

加えて、人権の基底的価値としての「平等」に基礎を置く公共的承認がどのようなことを要請するかについて若干の素描は行なったが、その詳細な構想・擁護論を提示する必要があるだろう。例えばグリフィンの「平等」についての視点の検討(Griffin 2015)、あるいはより広く、現代平等論の理論的資源(e.g. 井上 2017; 森 2019)を用いての人権の基底的価値としての「平等」についての政治哲学的考察もまた、重要な課題として残されている。

第 7 章において我々は、二元的理論の示唆として福祉権を扱ったが、それへの批判の検討は網羅的なものとは言えない。ネーゲル(Nagel 2005)やクカサス(Kukathas 2006)の展開した、強制力との関係によって社会経済的権利がグローバルな道徳的要請となることを否定する議論、R・ゴイスによって展開された、現実世界における執行可能性の要求による社会経済的権利への批判(e.g. Geuss 2001)を体系的に整理・検討する作業が必要である。

第 8 章において本論文は、「デモクラシーへの人権」に関する存否の論証を扱ったが、そこで扱い得た道具的論証は包括的なものではない。例えば前者の一種として、D・エストランドや F・ピーターといった論者による認識的デモクラシー論の知見(Estlund 2008; Peter 2015)を援用する議論が位置付けられうるであろう<sup>6</sup>。「デモクラシーへの人権」に関する正当化の議論の検討の上で、デモクラシーの擁護論、特に認識的デモクラシー論の知見を評価することが課題として残される。

第 9 章において本論文は、国際関係において人権がどう構想されるべきかの問題を扱った。しかし、そこでの検討について、補遺的課題も残されている。例えば、本論文で（人権との関わりにおいて）検討した資源貿易をめぐるウェナーの議論に関しては、本論文の提出直前に批判論文集が示された(Wenar et al. 2018)。そこで提示された（必ずしも人権と

---

<sup>5</sup> それまで実践独立性を支持していたブキャナの 2013 年における転向の検討の重要性については、R・クラフト先生、B・チャン先生との会話から多くを学んだ。

<sup>6</sup> こうした検討課題については、R・クラフト先生から、私が今後数年考えるべきかつ学術的楽しみにみちた研究テーマとして助言を得た。

は関わらない) 論点の検討を本論文では行うことができなかった。現在進行形で進む、資源貿易をめぐる規範理論的論争への参入が求められる。

10 章における検討においても課題は多い。まず本論文はポスト開発思想の検討を行なったが、本論文の検討対象は S・ラトゥーシュの展開するものを中心とした。これは、ラトゥーシュがポスト開発の貧困倫理に最も積極的に発言をしているように思われるからではある。しかし、ポスト開発思想の理論的資源から最も良い形で提示されうだろう議論の姿の分析、といった最善の批判対象の描写とそれとの対峙の作業を本論文は行い得ていない。ポスト開発思想における理論的資源からその最善の形を再構成することが求められる。次に、本論文は、ビッグ・プッシュ型構想を対象とし、人権の哲学の要請を背景としてその援助モデルが前提としている問題を指摘した。しかし、ビッグ・プッシュ型構想の前提に対しては、実証的経済学の知見からの異論——例えば援助が投資より消費に用いられビッグ・プッシュ型構想の前提が成立しないといったもの(e.g. Boone 1996)——も存在している。そうした論点に関わる経済学の実証的知見の評価が求められる。さらに、本論文は社会実験やそれを用いる援助プログラムの構想について考察を加え、当該実験や当該プログラムが援助構想において持つべき適切な位置を示したが、社会実験やそれを用いる援助プログラムは近年功利主義的立場を採る論者によって擁護されることが多い。そうした議論についての検討が求められる(導入的整理として木山 2018e を参照)。最後に、本論文はサーチャー型構想の基本骨子を、他の援助諸構想に優位する、あるいはそれらがそれに基づいて統制されるべきものとして描きつつ、人権の哲学による要請に応えうるものと捉えた。しかし、ボトム・アップな質的調査とそれぞれの時空での試行錯誤をその構想の中心におくサーチャー型構想であるが、本論文はそうした調査を通じた具体的貢献を何らなしていない。従って本論文は、そうしたサーチャー型構想がもつ問題について、(他の援助構想から批判されているもの以外について) 考察を行い得ていない。サーチャーとしての実践をなしていくことが、本論文の意義と課題について認識するために必要であると思われる。

こうした課題は、依然として私(あるいは我々)は様々な人文・社会科学を横断的に学び貢献の仕方を探らなければならないことを意味している。しかし、その一里塚——相關社会科学コースの博士課程 3 年間で書かれるべきもの——として、本博士論文に多少の意義があると私は信じている。